

令和4年度香川県男女共同参画審議会 議事概要

1 日時

令和5年1月16日（月）10:30～12:00

2 場所

香川用水記念会館1階 多目的室

3 議事

- (1) 会長等の選任について
- (2) 男女共同参画の推進状況について

4 委員の出席状況

〔出席委員 11名〕 安藤幸代委員、安藤照文委員、伊賀瀬委員、佐藤委員、柴田委員、
曾我部委員、十河委員、寺嶋委員、徳倉委員、藤本委員、吉岡委員
〔欠席委員 4名〕 相川委員、越智委員、高塚委員、中村委員

5 議事内容

【事務局】

(会議の公開(傍聴人なし)、政策部長挨拶、委員紹介、会議の成立、配布資料確認)

議題1 (会長等の選任)

【事務局】

(会長選任〔委員の互選により柴田委員を会長に選任〕)

【会長】

(会長就任にあたっての挨拶)

【会長】

(会長代理の選任、苦情処理専門委員の選任)

議題2 (男女共同参画の推進状況について)

【事務局】(令和3年度の進捗状況について説明)

【会長】

議題2について、委員の皆様の御意見・御質問をお願いしたい。

【委員】

審議会の女性委員の割合について全体ではB評価となっているが、女性の委員が未だに

0の審議会が存在する。令和2年度の当審議会でも質問させていただいたが、その際は、充て職なので、どうしても女性がその役職にならない限りは難しいという回答だった。

私からは、充て職以外でも、女性が参加できるように、要綱や規定を変更する可能性について検討をお願いした。2年経過したので、その経過について教えていただきたい。

次に、ダイバーシティ推進と男女共同参画の関係について聞きたい。ダイバーシティ推進には、男女共同参画が実現されることが大前提だと考えているので、当審議会を今後も進めたいと強く思っているが、県として、ダイバーシティの推進を、どのような形で取り組んでいくのか、例えば、男女共同参画の男女の中にLGBTQを含む性的少数者の方々をどのように反映されているのか、教えていただきたい。

併せて、セクハラやパワハラでも、今では、性的思考や性自認に関することも対象に含まれるが、DVについても、要件を満たせば対象者に含まれると考える。県のシェルターや、DVの電話相談、電話対応窓口において、性的少数者の方々に対する配慮は何かされているのか聞きたい。

【男女参画・県民活動課】

県の審議会における女性委員の割合について、確かに、2年前に同様の御質問をいただき、当時は、香川県指定難病審査会及び香川県がん対策推進協議会がん登録部会、この2つの審議会の女性委員が0だったと記憶している。

その後、香川県がん対策推進協議会がん登録部会は、委員数を1名増やし、女性委員を委嘱したため、現在、女性委員が0名ではなくなった。一方、香川県指定難病審査会は、要綱や委員構成も確認し、担当課の意見も聞いたが、当課としては、難病の専門医に男性が多いこと、難病指定されると公的な助成があることもあり、かなり役職の高い医師を選任していることを認識したところである。

しかし、難病専門医という専門職ではあるが、専門性を有する女性医師も一定いらっしゃるのでは、再度、役職に拘らない委嘱を担当課をお願いしたところである。

御指摘の女性委員が0の委員会の解消と併せ、全体の女性委員の割合についても、割合としては上がったが、40%という目標は達成しておらず、引き続き、全体の割合をもう少し引き上げていく必要があると考えている。

今年度、委員会ごとに、要綱と実際の委員構成について確認し、問題と思われる理由を少し分析したところであり、次年度以降の改選に向けて、対策を強化して全体の比率も40%に達するよう努める。

性的少数者については、人権・同和政策課の所管で、具体的なお答えではないが、周知・啓発に取り組んでいる。ダイバーシティの中で、今の香川県の現状をいうと、男女の部分、具体的には、審議会の女性委員の割合も追いついていない状況であり、基本的には女性の政策決定過程への参画や女性活躍等と同じように、担当課でLGBTの対応をしていると認識している。

【子ども家庭課】

DVの相談窓口についても、特にLGBTの相談を受けないということはない。殊更、相談者にLGBTの確認をしているわけではないが、相談の中で、配慮した対応はできていると考えている。

【委員】

男女の概念について聞きたい。戸籍を中心に考えると、どうしても性的少数者が外れてしまう気がするが、県としての男女の考え方は、性自認を含めた男女というような理解でいいのか、また、啓発や広報をどうしているのか、もう一度、教えていただきたい。

【男女参画・県民活動課】

令和3年10月に策定した第4次かがわ男女共同参画プランの策定にあたっては、国の方での議論もなされたところであるが、男女という記載は、生物学的な男女にとどまらず、性的指向も性自認に関することも含めている。

プランは、年齢も国籍も含めて、多様な人々を包括する社会を目指すということを明確に記載しており、これからも、引き続き、広報・啓発に努めていく。

【委員】

私は今、内閣府で第5次の基本計画の計画実行監査委員や埼玉県にある国立女性教育会館「NWE C（ヌエック）」のあり方についての検討委員をしている。その観点からいくつか質問したい。

女性委員が0の審議会があることについて、四国の中では、徳島県が、知事自ら強いリーダーシップで、まず女性委員が0のところをなくすことを考え、言っても変えないところは、知事が赴いて担当課や部局長に依頼した。その結果、0だったものが、女性委員の割合が10%、15%と引き上がっていった。確かに専門性が高い分野というのはあるが、やはり人口の対比からみても、そこにどうやって女性を入れ込んでいくのかということになる。

県庁の職員からすると相手方に女性委員の推薦をお願いする立場で、難しい立ち位置になるので、トップも出ていただいてお願いをしていくというような動きも必要となってきたのではないかと思う。

男性の働き方や子育て参加の分野について、残念ながらD評価になっている。各数値目標5の「県職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の完全取得率」だが、完全取得率100%に対し、実際は27%になっている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大があって業務過多状態にあるというのは、ある程度理解するところではあるが、全国的にみて、実は男性の育休取得率等は、こういう状況ながらも上がってきている。新型コロナウイルス感染症だからではなく、県職員は配偶者出産休暇が何日あるのか、育児参加休暇が何日あるのか、その中で、目標の出産休暇・育児参加休暇の取得100%ではないまでも、どれぐらいの人が取っている

のかということを出していただきたい。

国も強く謳っている男性の家事・育児の参加について働き方改革と合わせてとなるが、この数値が男女の地位の平等感というところに繋がってくる。

最後に、男女共同参画推進の明確な中心になるセンターが現時点で、香川県にはまだない。男女共同参画プラザという今現在設置している施設が、代替の施設であるということだが、この規模という都道府県は非常に少なく数ヶ所である。

国は、今後、国立女性教育会館「NWE C（ヌエック）」を中心として、都道府県に対し、様々な検証等をさせて、ジェンダーギャップを埋めていくような施策を進めさせるという方針を出し始めているが、その受け皿となる男女共同参画センターがなければ、他の地域からどんどん取り残されていく懸念を抱いている。

【男女参画・県民活動課】

配偶者出産休暇・育児参加休暇の完全取得率について、配偶者出産休暇については3日、育児参加休暇については5日、目標は、併せて8日の完全取得率である。8日間の完全取得と高い目標を掲げているので、十分な評価に至らなかった事情もあるが、全く取得していない職員は、先ほど申し上げたとおり16.1%から12.0%に減っており、5日以上取得している者の割合も53.8%から60.0%に増えている。全体としては取得しやすい雰囲気はあると思うので、今後、業務改善も併せてしていく中で、改善されると考えている。

審議会の女性委員の割合については、徳島県の割合の高いこととその理由、背景について存じ上げている。今年度、分析した中でも、まだまだ改善の余地があると考えている。改めて、知事に報告し、県としてどう進めていくかということをも改めて検討したい。

男女共同参画センターについては、御指摘のとおり、一部の県を除いて、当県は数少ない県の一つだということは認識している。県内の女性団体からも要望いただいているところであり、よく御意見を聞いた上で、ただ箱物をつくればいいというものではないが、中の運営も含めてどういう形になるか、今後の検討かと考えている。

【委員】

県で設置する男女共同参画センターという施設について、具体的にどういう運営をするところか教えていただきたい。

【男女参画・県民活動課】

かがわ男女共同参画相談プラザという施設を設置して、例えば、夫婦関係とか女性の雇用の問題とかの相談を受けたり、男女共同参画を推進するような団体が協議するような会議室等を備えていたり、男女共同参画関係の図書を揃えていたりする場所となっている。各県でいう男女共同参画センターは、専用の建物なり場所という意味だと思うが、基本的な機能は大体揃えていると考えているが、少しそれではという意見を今、いただいたのかと思う。

【委員】

場所のことであり、かつ、そこに専門の研究をされる方がいたりする施設である。相談業務だけではなく、例えば各自治体の固有の問題に対してどういうアプローチをしたら、ジェンダーギャップを解消していけるのかというのを進めるところである。

今は困りごとがあった時の相談に答えるというところが多いが、それを超えて、男女共同参画の課題を認識して、その解消をしていこうというような動きをするところで、センターが、人員も含めてなければ、男女共同参画の推進のための施策を打っていけないと思う。

【会長】

現行のかがわ男女共同参画相談プラザではセンターの機能を果たしていないという理解でよろしいか。

【委員】

全国的に指摘されているところではある。

【会長】

箱物を作ればいいという考えには賛同しかねるが、機能が足りないということであれば、ぜひ、検討していただきたいと思う。女性団体から要望があるということだが、何かその点であれば、どうぞ。

【委員】

香川県各種女性団体協議会から毎年女性センターの充実ということを要望している。香川県社会福祉総合センターの一室に、それらしきものがあるが、全国のいろんな女性センターから比べたら、本当にお粗末だと思う。箱物をつくるということはそう簡単ではないので、独自のセンターを作るのではなく、やはり、何かの建物の中に一緒に入らせていただければいいと思っている。

別件だが、内閣府の調査によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、約7割の方が、家族と過ごす時間が増えたと回答しているが、夫婦間の家事や育児の役割分担は、夫の役割が増えたとする方は、わずか3割しかいない。コロナ禍で、家庭の中で過ごす時間が増えた中で、家事・育児における男女共同参画ということを進めていただけたらと思う。子どもを産みたい、もっと働きたいという方がたくさんいるので、男女共同参画の基本的なことだが、やはり家事・育児を男性にも担っていただきたいと思う。

【政策部長】

男女共同参画センターの件だが、先ほどお話をいただき、これまでもいろいろ経緯もあつ

たが、本県のセンターの機能が十分ではないという御指摘をいただいた。改めて、女性団体の皆様とも意見交換したいと思うし、知事にも伝えたいと思う。

【男女参画・県民活動課】

男性の家事・育児参加については、データでも先進国と比べて、日本の男性の家事・育児時間は極端に少ないということが明らかになっている。今般、産後パパ制度が10月1日に始まったが、こういうことも契機に、担当課とも連携して男性の家事・育児の参画を推進するような事業を、より一層進めていく必要があると考えている。

【委員】

商工会議所でも、次年度以降の重点的なテーマの一つに、多様な人材活用があり、その中でも、やはり女性活躍が一つの大きな課題、テーマになっている。県の計画でいうと、重点目標の「6 働く場における女性の活躍推進」になるが、この項目における課題は、資料2の19ページにもある、年代別の女性の有業率、いわゆるM字カーブをどのようにしていくかということになる。過去と比較すると、結婚・出産を機に仕事から完全に離れる人は昔に比べると減り、M字カーブも改善しているが、今の課題は、出産から復帰してくる人に非正規が多いことである。

具体的な策として、一つは、いわゆる103万円の壁である。扶養の範囲内で働くと考えると、賃金が上がってくると、逆に勤務時間を減らしていかないといけないということで、今現場が困っている。ぜひ、国への要望も含めて、103万円の壁については解決をしていくという必要がある。

もう一つは、保育所の待機児童である。県の計画で言うと、令和7年度の年度途中及び令和8年度当初の待機児童を0にするという計画だが、早急に年度当初はもちろん、年度途中においても0にしていけないと、預けられないと働くことができない。令和7年度の年度途中や令和8年度当初まで待っているという感覚が理解できない。

女性が働きやすい職場ということであると、やはり管理職や経営者の意識の問題ということで、トップセミナー等に取り組んでいきたいと考えている。適切なセミナーの講師について県の方から紹介いただけるとありがたい。

【労働政策課】

103万円の壁については、国の制度なので、なかなか県でというのは難しいが、国への要望は、考えていく必要があるのかなと考えている。女性活躍に対する管理職や経営者の意識などについては、企業におけるメンター制度の導入を支援しており、女性が働きやすい職場づくりとともに、女性自身の管理職登用もしていくという事業を、引き続き進めていきたいと考えている。

【子ども家庭課】

待機児童は、令和3年4月1日時点の29人から去年の4月1日時点で19人と少し減っているが、年度途中でいうと、令和3年の10月で166人、去年の10月で173人と、微増になっている。待機児童の解消のためには、保育士は絶対必要になってくるが、本県の保育士の平均勤続年数は、全産業平均と比較しても非常に短い。厚生労働省が実施したアンケートでは、やはり給料が安いということと、仕事が大変ということ、この二つが大きな離職理由として挙げられている。

国の制度になるが、給与の面では処遇改善を引き続き実施していくとともに、やはり保育士の業務上の負担を少しでも減らしていきたいと考えており、ICTの活用や、保育士でなくてもできる業務を保育士以外の他の方に担っていただくなど、保育士が長く働き続けられる環境を作っていきたいと考えている。

【男女参画・県民活動課】

女性活躍に関するセミナーの講師の情報提供は、県でもそういう事業をしてきているので協力させていただきたい。

【委員】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、ワクチン接種やコールセンターへの協力など、看護職に対する要望がたくさんあった。看護師として働いていない看護の有資格者である潜在看護師にワクチン接種やコールセンター対応に来てもらえないか、かなり働きかけた。

ワクチン接種については特例で103万円の壁の収入に含まれないことになっているが、扶養の範囲内というのが強く頭の中であって、扶養を外れてまでは働きたくないということで、看護人材の確保に苦勞するということを経験した。

103万円の壁は、本当にいい制度だと思う反面、やはり働きたい人が、働けるようなそういう政策を、国に考えていただけたらという思いである。

次に、保育所についてだが、4月は慣らし保育ということで、育休からの復帰が5月からになる。この慣らし保育と、4月からでない保育所には預かってもらいにくいという、二つで、新年度が始まって、職務経験のある人材が1か月、2か月しないと復帰してこないということが、一つ大きな課題になっている。他県からくる看護師は、香川県はこういう感じなのですねと言うので、香川県のこの仕組みは、子どもにとってはいいが、少し検討していただくということも必要かと常々感じている。

人工妊娠中絶について香川県は昔から10代の中絶が全国でも多く、啓発事業もしてきたが、オブラートに包んだような形ではないような啓発を考えてないと、なかなかこの率は減らないと感じている。少子化の時代にきちんと分娩に持つていくための政策というのも、もう少し突っ込んでしていかないといけないと感じている。

【子ども家庭課】

慣らし保育について他県でどういう運用をされているかは承知していないが、御指摘のとおり4月1日からいきなり11時間保育という形にはなっていないのが現状である。4月1日から本格復帰を目指す、3月に慣らし保育をしなくてはいけなくなるが、3月は保育所で一番入所児童数が多い時期で、保育士に余裕がない状況である。年度途中の待機児童の問題とも関連するが、やはり保育士をしっかりと確保し、長く働いてもらう環境を県としても作っていかねばいけないと考えている。

【保健体育課】

性に関する指導について、文部科学省が「生命（いのち）の安全教育」を掲げ、子どもたちの誰もが性被害や性犯罪にあわないという理念で、教材を作成している。今、教育委員会ではその教材をどのように、性に関する指導と関連付けて、指導していけば、子どもたちに正しい科学的認識とともに、行動・判断を身に付けさせられるかということ、実際に検討しているところである。今年度を目途に教材を作成し、各学校で効果的な取り組みができるように進めていこうと考えている。

【委員】

まず1点目は、先ほどの103万円の壁で、最近は最低賃金も上がっているので、少し働いたらすぐ超えるということになるし、社会保険の適用範囲も広がっている。共働き世帯が7割を超えているという話もあり、103万円の壁を解消する方向で考えていく必要があると思う。また、やはり子どものうちから男女とも仕事と家庭を両立しながら働き続けるという教育が必要になると思う。大人になってから意識を変えるというのでは少し遅いと思う。

2点目は、慣らし保育について、育児・介護休業法の中でも、両親ともに育児休暇を取る場合は、1歳2か月まで休暇を延長できるという制度（パパ・ママ育休プラス）があるので利用されるとか、また時短勤務という制度もある。併せて、男性の育児休暇の取得などを促進していくことが必要で、早いうちから両立支援制度の情報を提供して、円滑に、職場復帰が進むようにしていただけたらと思う。

【委員】

慣らし保育は、学校教育の場でも、女性教員が育児休暇から復帰する際に4月からはなかなか難しいという状況がある。そうすると年度途中ということで、教員の配置についても難しいところがあるので、ぜひ慣らし保育については考えていただきたい。

SDGsの誰も取り残さないという視点で言うと、学校現場においても、子どもの権利条約とか、18歳の成人年齢下げと政治への参加、LGBTQなど人権の視点からの取り組み、高校生になると、例えばまちづくりへの参加など、いろんなところから参加や取り組みということが言われる。男女混合名簿で性による違いをなくすということは、もう当たり前になっ

てきているが、教員自身の意識改革というのが、これからどんどん必要になってくると思う。

政策の中で、人権・同和政策課や義務教育課、高校教育課の連携をよりして、男女にとらわれない、本当に学校教育の中で性別を超えて共同して行う活動や教育現場での指導などが、ますます大事になってくると考えている。

【政策部長】

教育現場の話や連携の話について、大人になってからでは遅いということにも関わってくると思うので、具体的にどのような連携ができるのか、御指摘の点は非常に重要と思っており、具体的に教育委員会と意見交換したいと考えている。

【委員】

待機児童の問題は、県というよりは個別の市町が担っている部分が多く、やはりそのアプローチをどのように、県と市町で行っているのかということも、もう少し答えていただきたい。

今、国の議論の中では、保育士が足りない現状があるので、事業所内保育所も含め、保育の施設を急ピッチで増やしたり、保育士を養成して増やしたりしているが、もう数年経つてくると、少子化の影響で施設が不要になってくるという話もある。今後、人員が余ってくる状況に対して、市町の話聞いてみても、イメージは持てないまま、質の向上や待遇改善に躍起になっている状況である。待機児童の解消の次にくる問題が見えてきている中で、県のアプローチ、準備も併せて聞きたい。

また、制服について香川県は非常に男女の制服がしっかり分かれている、比較的数少ない県の一つである。今、新指導要領の中でLGBTQに含めて、どう指導していくのかということが新項目で入っている。制服のあり方、LGBTQの教育、性教育の問題について様々な団体が、県や教育委員会の方に陳情や申入れをしても、検討するという返事しか返ってこないということを知る。実際、LGBTQの研修なども様々な団体がもう7、8年前ぐらいから地道に活動してきた中で、どこまで理解が進めば、実際の政策として実働していくのか分からないという意見も聞いている。切実な声が上がっていて、6年経つと小学生も卒業していく中で、確かに検討を重ねて間違いなく進めていくというのも大事だが、どのようになれば実際の政策として立案されていって動き出すのかというところの部分が大事だと考える。

【子ども家庭課】

御指摘のとおり、高松市では、待機児童の問題が残っているが、それ以外の市町では、年間通して待機児童数0を達成しているところもある。県では、各市町がメンバーとなる待機児童対策協議会を置き、県の施策の説明をしたり、各市町が独自でしている施策の御説明をいただいたりして、各市町が課題共有をし、採り入れられる施策は採り入れていただいている。

るところである。

今後の話として保育士が余ってくるのではないかといた御指摘があったが、これについては、特に待機児童が出ていない市町において、普段、保育所や幼稚園等に通っていないお子さんに週1、2回でも保育所等に定期的に通っていただくという取組みを国の方で考えている。これにより、保護者の方の保育に関する負担感の低減を図ることや、保護者と保育士が相談できたり、情報交換ができたり、そういった子育ての孤立の防止に繋がる効果が期待されることから、県でも国の動きを踏まえながら対応を検討していきたい。

【義務教育課】

校則の問題については、生徒指導提要が今年度改定になった。その中では、校則は合理的な説明がつくものにしましょうということが言われている。学校教育目標に照らして、最終的には校長の判断で校則が決められるが、制服についても、校則の中の一つということでジェンダーフリーの制服が導入されている学校が増えてきている。

ほとんどの学校において、要請があった場合については、性的マイノリティだけではなくて、事情のある児童については、体操服でもいいというような柔軟な対応もしている。年末にも要望書をいただき、命に関わる人権問題ということを直接聞かせていただいた。各学校に対しては、当事者の切実感を持って、喫緊に対応してくださいというような文書も出させていただいている。

しかし、その一方で、制服を変えらるとなると、お金のかかる問題で、保護者の方々の御意向、あるいはスカートをはきたい、スラックスをはきたいというサイレントマジョリティもいるわけで、どこまで理解をしてどのくらいで次の政策に行くのかという御意見もいただいたが、学校評議委員会やPTAで話し合っていて学校現場の関係者から御理解をいただくという取組みと、御提言の県教育委員会から学校現場という取組みが、両方相まって進まない、どちらかが先行しても、ハレーションが起きてしまうという状況がある。まったく進んでないわけではなく、徐々に周辺や内部の理解を求めながら進めているという現状である。

【委員】

やはり各学校の校長の権限が非常に強いということで、ある中学校ではこの期間はもうみんな体操服で登校しましょうと、生徒会の方が声を上げて、それを校長や教頭先生がOKを出して変わったということがあった。やはり管理職に対するアプローチを、県教育委員会の方からしてほしいと思う。働き方改革もそうだが、トップの意向が非常に左右する。

LGBTQはやはり性的少数者なので、一番、可能なのは選択制にしていくということで、お金の問題は個人の選択の問題でという感覚をどう入れていくのかということだと思う。社会全体で考えていく時期が来ていると考えている。

【会長】

個人の選択の問題というのは、どの局面でも非常に重要であり、ぜひ、選択が可能な世の中というものを構築していければと思う。

保育所については、今後、確かに保育士がどのような数必要になるかというのは議論になってくるが、やはり待機児童0を目指していただきたいと思う。同時に病児保育も必要で、病児保育の方も十分な数を揃えてほしいと思う。

県の審議会の女性委員の割合も、今度こそは県の方で40%達成していただくという話だと思うので、個別にぜひ対応していただいて40%達成をお願いしたい。

以上で本日の会議を終わるが、皆様には、様々な点から、まさに横断的なお話をいただき、大変有意義な議論ができたと思う。

【政策部長】

男女センターについては、この機能のあり方をどうするのか、あるいは、待機児童の話、103万円の話、そしてコロナ禍における負担感のお話、あるいは管理職、経営者層に対する意識改革の話、保育所の運用の話、校長の学校権限、女性委員といろいろ御意見をいただいた。この結果については、しっかりと検討していきたいと思っているので、引き続き、よろしくをお願いしたい。

